



2015年5月15日

各位

会社名 株式会社 WOWOW
代表者名 代表取締役社長 和崎 信哉
(コード番号 4839 東証第一部)

「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」の継続に関するお知らせ

当社は、2012年5月15日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「原プラン」といいます。)の導入を決定し、同年6月21日開催の当社第28回定時株主総会において、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただきました。

その後も引き続き、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果、当社は、2015年5月15日開催の当社取締役会において、2015年6月に開催予定の当社第31回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において当社定款第22条第1項に基づき出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原プランに替えて、下記Ⅰ.に記載の「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(会社法施行規則第118条第3号。以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)に基づき、下記Ⅲ.に記載の内容の当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を引き続き導入することを決定しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

原プランからの主な変更点は次のとおりです。

- ・ 大規模買付行為の定義を一部見直しました。
- ・ 独立委員会を設置しました。
- ・ その他所要の変更を行いました。

また、本定時株主総会において、当社定款第 22 条第 1 項に基づく本プランの導入に関する議案につき、出席株主の皆様議決権の過半数のご賛同によるご承認が得られなかった場合には、本プランは導入されないものとし、また、原プランについても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了します。

なお、本プランの導入を決定した取締役会には社外監査役 3 名を含む監査役全員が出席し、当該監査役全員から本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランの導入について同意を得ております。

また、当社取締役会による本プラン導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社株券等(下記Ⅲ.2.(1)に定義されます。以下同じです。)の大規模買付行為(下記Ⅲ.2.(1)に定義されます。以下同じです。)に該当する行為に関する提案がなされている事実はありません。

【お問い合わせ先】 (マスコミ関係) 広報部 TEL03(4330)8080
(IR 関係) IR 係 TEL03(4330)8089

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを真摯に目指す者である必要があると考えております。

当社は、1991年4月に日本初の民間有料衛星放送局として営業放送を開始して以来、放送衛星による有料放送事業を中核に据え、有限希少な電波を預かる放送事業者としての公共的使命を尊重し、「衛星放送を通じ人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献する」との企業理念の下、有料放送事業及び映像コンテンツ業界において、その存在感を増して地位を揺るぎないものとするを戦略の柱に据え、上質なコンテンツ及び各種サービスを視聴者の皆様に提供することによって顧客満足度を高めるとともに、株主の皆様、視聴者の皆様、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間に強固な信頼関係を築くことに努めてまいりました。当社の企業価値の源泉は、顧客満足度の向上に資する上質なコンテンツ及び各種サービスを提供するために永年蓄積してきた、番組制作・編成ノウハウ、営業ノウハウ、顧客管理知識等、並びに、ステークホルダーとの強固な信頼関係にあるものと考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を真摯に目指す者でなければならないと考えます。

もっとも、当社は上場会社であるため、当社株券等は株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引が認められております。したがって、当社株券等の大規模買付行為がなされた場合においても、これが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、誰が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者になるかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えてます。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象会社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案する等のための情報や時間を提供せず、突如として、

株券等の大規模買付行為を強行する等といった事例が少なからず存在します。このような大規模買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為等もあり得るものと考えられます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

(1) 「VISION2020」

4K・8Kなどの放送の高度化、スマートフォン、タブレットといったパーソナルデバイスの普及によるコンテンツ視聴スタイルの変化、映像伝送方法の多様化に伴うOTT事業者の市場参入など、当社を取り巻く中長期的な事業環境が大きく変化しつつあります。当社は、このような環境変化に伴って人々の映像コンテンツの楽しみ方が変わっていく将来に向け、当社が価値ある存在感を持った企業であり続けるための方法として、「VISION2020」を掲げています。

「VISION2020」は、『エンターテインメント×エンゲージメント』を合言葉に、当社が今まで以上に独創的かつ先駆的な挑戦をつづけ、エンターテインメントの本質を追求すること(エンターテインメント)、そして、当社の会員が、単なる受け手という関係から、会員同士がエンターテインメントへの造詣を深め、会員と当社、そして会員同士の強い結びつきを創造すること(エンゲージメント)により、高感度な人々へ圧倒的に熱狂できるエンターテインメントを提供する総合エンターテインメント・メディア企業へと成長することをその

内容としております。

当社は、この「VISION2020」の実現へ向けて、中期経営計画(2014～2016 年度)を定め、遂行しています。

(2) 「中期経営計画(2014～2016 年度)」の取組み

当社は、2014～2016 年の三カ年を「VISION2020」の実現性を高めつつ成長する段階と位置付け、次の 3 つの領域において成長を目指しています。

①集中的成長：「No.1 プレミアム・ペイチャンネル」の基礎力強化

収益基盤をより強固に

②統合的成長：既存リソースを活用し、「TV&WEB」の具現化に取り組む

③多角的成長：放送局の枠を越え、既存ビジネス周辺領域で収益源を多様化

集中的成長の施策としまして、市場分析の手法を刷新し番組・編成の充実を図ること、会員向けサービスを開発し充実させること、及び海外共同制作を継続し強化することに重点的に取り組んでいます。

統合的成長の施策としましては、スマートデバイス向けのサービスを開発すること、及び放送サービスの高度化へ向けて技術・コンテンツの対応を進めることに重点的に取り組んでいます。

そして、多角的成長の施策としまして、体験型エンターテインメントを提供すること、現有リソースの事業化を進めること、及び外部リソースを取り込むことに重点的に取り組んでいます。

当社は、放送事業者として公共的使命を担っていることを十分に意識しつつ、以上の取組みを通じて、株主の皆様、視聴者の皆様、従業員、取引先等当社を支える全てのステークホルダーとの信頼関係を積極的に構築し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の継続的かつ持続的な確保・向上を目指してまいります。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、放送事業者としての公共的使命を尊重する観点から、「企業理念」及び「行動指針」に示すように「人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献することを通じて、社会的責任を自覚し、公正かつ適切な経営を実現し、社会から信用を得て、尊敬される会社として発展していくことを目指す」ことを経営の基本姿勢として事業の拡大、企業価値の向上に取り組んでおります。そして、コーポレート・ガバナンスを充実させることは、公正かつ適切な経営を実現することに資するものであり、また、当社と株主の皆様、視聴者の皆様、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間の信頼関係を構築し、社会から信用を得て、尊敬される会社となるために不可欠のものでありますので、当社の企業価値の向上に資するものと考えています。

そこで、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置付けており、取締役会、監査役会を始めとする各機関の適切な機能を確保し、経営監視体制を一層強化することによってコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

III. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(本プランの内容)

1. 本プラン導入の目的

当社は上場会社であるため、当社株券等は株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、誰が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者になるかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象会社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案する等のための情報や時間を提供せず、突如として、株券等の大規模買

付行為を強行する等といった事例が少なからず存在し、現実に放送業界において大規模買付行為が強行された事例、及び、その提案が行われた事例もあります。そして、当社が大規模買付行為の提案を受けた場合において、株主の皆様が、上記Ⅰ.に記載した当社の企業価値の源泉並びに上記Ⅱ.に記載した企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上に向けた当社の取組みを踏まえた当社の企業価値と、大規模買付行為を行う者からの具体的な条件・方法を踏まえた大規模買付行為の提案の内容とをそれぞれ十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間に適切に行うことは困難であると考えられます。また、その他、大規模買付行為の中には、当社が担う放送事業者としての公共的使命、及び当社が長年にわたり構築してきた株主の皆様、視聴者の皆様、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの信頼関係の重要性等についての認識及び配慮を欠く結果として、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのあるものがあり得ます。

そこで、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆様が、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにし、もって企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうおそれのある大規模買付行為を行う者により当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして本プランを導入します。

2. 本プランの内容

本プランに定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)の概要は、別紙 1 のフローチャートに記載のとおりですが、かかるフローチャートは株主の皆様及び投資家の皆様の本プランに対する理解に資することを目的として便宜上作成した参考資料ですので、詳細については、以下をご参照下さい。

(1) 大規模買付ルールの設定

本プランは、次の①から③までのいずれかに該当する行為又はこれらに類似する行為(このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合に適用されます。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、株券等保有割合²が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得³
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、株券等所有割合⁵と特別関係者⁶の株券等所有割合との合計が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得⁷
- ③ 上記①又は②に規定される各行為がなされたか否かにかかわらず、当社が発行者であ

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じです。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別段定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとしします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合を意味します。但し、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者、並びに(ii)フィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)は、同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとしします。以下同じです。

³ 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を取得すること及び金融商品取引法施行令第 14 条の 6 に規定する各取引を行うことを含みます。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下本②において同じです。

⁵ 当社が発行者である株券等の買付けその他の取得を行う者を金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項第 1 号に規定する株券等の買付け等を行う者とみなした場合における同項に規定する株券等所有割合を意味します。以下同じです。なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する総議決権の数をいいます。)は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとしします。

⁶ 当社が発行者である株券等の買付けその他の取得を行う者を金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項各号に規定する株券等の買付け等を行う者とみなした場合における同項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。なお、(i)同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、特別関係者とみなします。以下同じです。

⁷ 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第 6 条第 3 項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

る株券等の特定の保有者⁸と当社が発行者である株券等の他の保有者(複数である場合を含みます。以下本③において同じです。)との間に共同保有者⁹に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、又は当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係¹⁰を形成する行為¹¹(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者の株券等保有割合と当該他の保有者の株券等保有割合との合計が 20%以上となるような場合に限ります。)。なお、本③に該当する行為(以下「大規模買付行為③」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、当該特定の保有者、当該他の保有者及び上記行為をするその他の者はいずれも「大規模買付者」に該当するとみなして、本プランが適用されるものとします。

なお、上記にかかわらず、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明したものは大規模買付行為に該当しないものとします。但し、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明したものであっても、(i)当社取締役会による賛同の前提となった事実に変動が生じ、又は(ii)当該事実が真実でないことが当社取締役会により認識された結果、当社取締役会が当該賛同表明を撤回した場合には、(i)の場合には当該賛同表明の撤回の時点から、(ii)の場合には当該賛同表明の対象となった行為の当初の時点から、当該行為について、大規模買付行為とみなして、本プランが適用されるものとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項及び第 3 項に規定する保有者を意味します。以下同じです。

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者を意味し、同条第 6 項の規定に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。

¹⁰ 「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されるか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の保有者及び当該他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

¹¹ 本③に規定する行為に該当するか否かの判定は、当該取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本③に規定する行為に該当するか否かの判定に必要なと判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、まず、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長宛に、以下の内容を日本語で記載した意向表明書を提出していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- ① 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主又は大口出資者(保有する株式数又は出資割合上位 10 名)の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数、及び、意向表明書提出日前 60 日間における大規模買付者の当社株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者の行う大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為¹²を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)を含みます。)

(iv) 本プランを遵守する旨の誓約

当社は、意向表明書を受領した旨及び当社株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

¹² 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、同法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要提案行為等を意味します。以下同じです。

(b) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者に対して、意向表明書を受領した日から5営業日¹³(初日不算入)以内に、当社取締役会が当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成等のために必要な情報として大規模買付者に提供を求める情報(以下「必要情報」といいます。)を記載したリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付します。大規模買付者には、必要情報リストの各事項に対応する必要情報を日本語で記載した書面を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。別紙2に掲げる各項目に関する情報は、原則として必要情報リストに含まれるものとしますが、必要情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、弁護士、公認会計士、税理士、投資銀行等の外部専門家(以下「外部専門家」といいます。)の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が必要情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を精査し、外部専門家の助言も得た上、提供していただいた情報のみでは必要情報として不足していると判断した場合には、原則として、大規模買付者に対して、必要情報が揃うまで追加の情報を提供するよう要請します。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報のうち、当社株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が必要情報の提供として十分であり、必要情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、速やかにその旨を大規模買付者に対して通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

¹³ 行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を意味します。以下同じです。

(c) 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、原則として、①対価を金銭(円貨)のみとし当社株券等の全てを対象とする公開買付け¹⁴による大規模買付行為の場合には最大 60 日間、②その他の大規模買付行為の場合には最大 90 日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会検討期間」といいます。)として設定します。

なお、当社取締役会が取締役会検討期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は独立委員会に対して、取締役会検討期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問するものとし、独立委員会の勧告を最大限尊重して、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。但し、延長は原則として一度に限るものとし、延長の期間は最長 30 日間(初日不算入)とします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において、大規模買付者から提供された必要情報(必要情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下同じです。)に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該大規模買付者、当該大規模買付行為の具体的内容、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交

¹⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けを意味します。

渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付者は、取締役会検討期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を開催する場合には、下記(2)(a)(i)②及び(ii)②をご参照下さい。

(2) 大規模買付行為への対応方針

(a) 対抗措置の発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

① 独立委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとします。

かかる場合、下記 3.(1)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するものとし、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表します。

② 株主総会決議に基づき発動する場合

上記①にかかわらず、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様の意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主総会を招集し、

対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認させていただくことができるものとします。なお、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集することを独立委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

① 原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。かかる場合には、大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

② 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合の取扱い

ア 独立委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置(その具体的内容については、下記(b)をご参照下さい。)を発動することがあります。具体的には、別紙 3 に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

かかる場合、下記 3.(1)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するものとし、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表します。

イ 株主総会決議に基づき発動する場合

上記アにかかわらず、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様の意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認させていただくことができるものとし、なお、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集することを独立委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとし、

当社取締役会は、取締役会検討期間終了後 60 日以内に株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとし、事務手続上の理由から 60 日以内に開催できない場合に

は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、概要を別紙 4 に記載する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。但し、他の対抗措置を発動することが適切であると判断された場合には、当該他の対抗措置が用いられることもあります。

3. 本プランの合理性及び公正性を担保するための仕組みについて

(1) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

本プランにおいて、大規模買付行為③への該当性の有無、取締役会検討期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非については、当社取締役会が最終的な判断を行います(但し、株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。)が、その判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3 名以上とし、社外取締役及び社外監査役の中から選任されるものとします。本プラン導入時の独立委員会の委員には、山本敏博氏、菅野寛氏、草間高志氏、池内文雄氏、及び橘高明氏の合計 5 名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙 5 に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙 6 に記載のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付行為③への該当性の有無、取締役会検討期間の延長の是非、

対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非について独立委員会に諮問するものとし(但し、対抗措置の発動の是非につき本プランに従い当該諮問を経ることなく株主総会を招集する場合を除きます。)、独立委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、当社取締役会に対して勧告を行うものとし、

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が必要情報として十分であるか否かについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案の策定等をする場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、本プランにおいて独立委員会への諮問が必要とされている事項以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で当社取締役会に対して勧告を行うものとし、

当社取締役会は、独立委員会に諮問した事項を決定するに際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

(2) 本プランの導入に関する株主の皆様の意思の確認

当社取締役会は、本プランの導入に関する議案を本定時株主総会に上程し、当該議案が出席株主の皆様議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原プランに替えて、本プランを導入することを決議しております。したがって、本定時株主総会において上記議案が承認可決されなかった場合には、本プランは導入されないものとし、また、原プランについても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了します。

(3) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社株主総会又は取締役会が上記 2.(2)に記載の手續に従って対抗措置の発動を決議し、当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事

実等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会に対して、上記①又は②の場合に該当することとなった具体的事情を提示の上、当該対抗措置の維持の是非について諮問するものとし、対抗措置を維持するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でない判断に至った場合には、当社取締役会の決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

但し、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日(以下「割当基準日」といいます。)に係る権利落ち日(割当基準日の3営業日前の日を意味します。以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信託して、本権利落ち日より前に当社の株式の売買を行われた投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止しないものとし、

なお、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、当社は、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されるものとし

ます。

また、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に必要である場合には、独立委員会の承認を得た上で、基本方針に反しない範囲で本プランを変更することがあります。

加えて、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社株主の皆様に不利益を与えない場合に限り、当社取締役会の決議により適切な内容に修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他の事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること等

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所等の金融商品取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入するものであること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益

を確保・向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、大規模買付行為の提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断いただける仕組みとなっています。

(3) 株主の皆様の意思を反映するものであること

当社は、本プランの導入に関する株主の皆様の意思を確認するため、本定時株主総会において本プランの導入に関する議案をお諮りし、かかる議案が承認されることを条件として、本プランを導入いたします。

また、上記 2.(2)(a)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認させていただくことができるものとしております。

さらに、株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該時点で本プランは廃止されることから、この点でも株主の皆様の意思が反映されます。

(4) 合理的な客観要件の設定

本プランは、上記 2.(2)(a)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 独立委員会の設置

上記 3.(1)に記載のとおり、当社は、本プランの導入にあたり、大規模買付行為③への該当性の有無、取締役会検討期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非についての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、また

その他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、対抗措置の発動その他の本プランの運用に関する当社取締役会の恣意的な判断を防止するための仕組みが確保されております。

(6) デッドハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

上記 3.(4)のとおり、本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっており(当社定款第 26 条)、いわゆるスロー・ハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

5. 株主の皆様及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

当社株主総会又は取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、当社株主総会又は取締役会が設定する割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権が無償割当ての方法により割り当てられます。このような対抗措置の

仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式 1 株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様が有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社株主総会又は取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記 3.(3)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様及び投資家の皆様が有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もっとも、株主の皆様が権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額の払込その他本新株予約権の行使に係る手續を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、法的権利等に希釈化が生じることになります(但し、当社が本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得することができることと定めた場合において、当社が取得の手續をとり、本新株予約権の取得の対価として株主の皆様が当社普通株式を交付する場合は除きます。)

また、大規模買付者に当たらない外国人等に該当する株主の皆様に対し、本新株予約権と引換えに新たな新株予約権その他の財産の交付がなされた場合には、原則として、当該

株主の皆様の有する経済的価値の希釈化は生じませんが、かかる財産の交付がなされる限りにおいて、当該株主の皆様の議決権比率には影響が生じる可能性があります。

なお、当社は、上記3.(3)のとおり、当社株主総会又は取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止することがありますが、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権の無償割当てを中止することはありません。但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいて、当社が本新株予約権の無償取得を行うことがあります。この場合には、株主の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

6. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 株主名簿への記録の手続

当社株主総会又は取締役会において、本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合には、当社は、本新株予約権の割当基準日を定め、これを公告します。割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は本新株予約権が割り当てられますので、公告された割当基準日までに株式について振替手続を完了し、当該割当基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

(2) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権は無償割当ての方法により割り当てられますので、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続を取っていただく必要はありません。

ません。

(3) 本新株予約権の行使手続

当社は、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主の皆様が非適格者(別紙 4 に定義されます。以下同じです。)ではないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の発行後、株主の皆様は、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、所定の行使価額相当の金額を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、1 株(又は当社があらかじめ定める1株を超える株数若しくは1株未満の株数)の当社普通株式の発行を受けることとなります。

(4) 取得条項付本新株予約権について取得手続が取られた場合

取得条項を付して本新株予約権を発行し、当社が所定の手続を取った場合には、取得の対象として決定された本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります(なお、この場合、株主の皆様には、別途、非適格者ではないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。)

(5) その他

上記(1)から(4)のほか、払込方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに係る決議が行われた後、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、公表又は株主の皆様に対して通知しますので、その内容をご確認下さい。

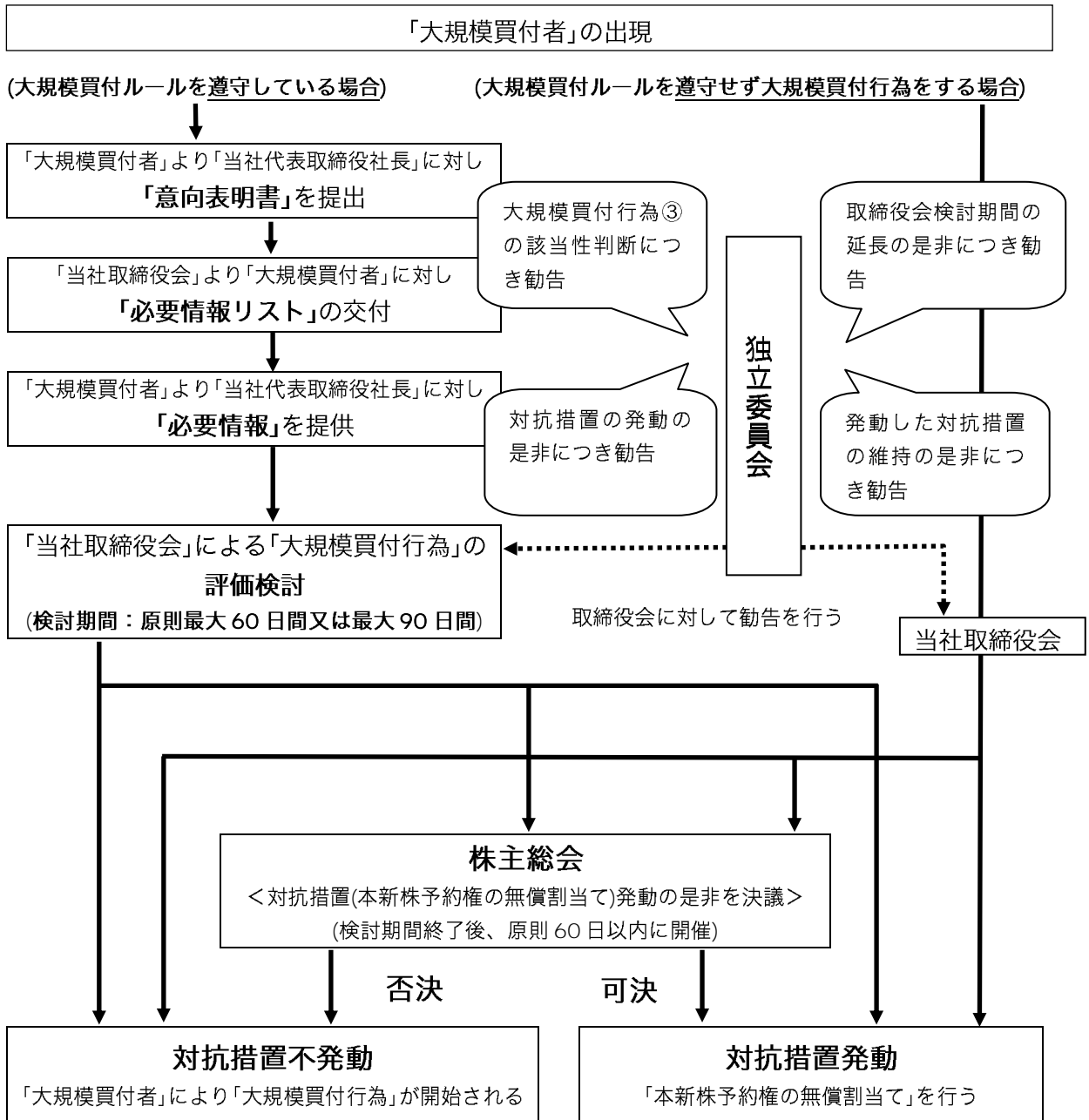
7. ご参考

当社株式の状況(2015年3月31日現在)を別紙7として添付しております。

以 上

大規模買付ルール概要

このフローは、「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」(本プラン)における大規模買付ルールの概要をご理解いただくための参考資料です。詳細については、本プランの本文をご確認下さい。



※ 大規模買付者とは、大規模買付行為を行い又は行おうとする者をいう。

※ 大規模買付行為とは、①当社が発行者である株券等について、株券等保有割合が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、②当社が発行者である株券等について、株券等所有割合と特別関係者の株券等所有割合との合計が 20%以上となる当該株券等の買付け

その他の取得、③当社が発行者である株券等の特定の保有者と当社が発行者である株券等の他の保有者(複数である場合を含む。以下本別紙 1 において同じ。)との間に共同保有者に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、又は当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を形成する行為(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者の株券等保有割合と当該他の保有者の株券等保有割合との合計が 20%以上となるような場合に限る。)のいずれかに該当する行為又はこれらに類似する行為をいう。なお、③に該当する行為がなされ、又はなされようとする場合には、当該特定の保有者、当該他の保有者及び上記行為をするその他の者はいずれも「大規模買付者」に該当するとみなして、本プランが適用されるものとする。

- ※ 大規模買付者は、当社取締役会の検討期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとする。
- ※ 当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付者は、大規模買付行為を開始することができないものとする。

以 上

原則として必要情報リストに含まれる情報

- ① 大規模買付者及びそのグループの詳細(その名称、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員、出資者その他の構成員の氏名、職歴及び保有する株式の数その他の会社等の状況、直近 2 事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者のグループの関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みます。)の概略を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、並びに、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨、その目的及びその理由を含みます。)
- ③ 買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。)、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価額と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の氏名又は名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)
- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要(資金提供が実行されるための条件、資金提供後の担保・誓約事項の有無及び内容、また、預金の場合には、預金の種類別の残高、借入金の場合には、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合には、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付者及びそのグループによる当社株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額

- ⑥ 大規模買付者が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑧ 支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含みます。)に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑨ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑩ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪ 大規模買付行為に際して第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑫ 大規模買付行為の後、当社株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容

- ⑬ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性、並びに、大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可の維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑭ 当社株券等を買付けた後の当社の従業員の処遇、取引先、顧客、地域社会等の当社の利害関係者との関係、及び大規模買付行為の完了後にこれらを変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑮ 大規模買付者及びそのグループのコーポレート・ガバナンスの考え方及び具体的取組み
- ⑯ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑰ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑱ 大規模買付行為③を行う場合には、次に掲げる情報
 - ア 大規模買付行為③の相手方となる者との現在の関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の関係を含みます。)
 - イ 大規模買付行為③の相手方となる者と現在の関係を形成した時期及び目的

以 上

別紙 3

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- ② 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ及びコンテンツ等の権益、企業秘密情報、主要取引先や顧客等の当社又は当社グループの資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する目的で、当社株券等の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合
- ⑤ 当社の経営に特に関心を示さず、当社株券等を取得後、専ら短中期的に当社株券等を転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れ、自らの利益を追求しようとするものである場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件(買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますが、これらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものである場合
- ⑦ 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買い付けられない場合の二段階目の買付けの条件を不利に設定し若しくは明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)等に代表される、構造上株主の皆様判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社株券等の売却を強要するおそれがある場合

- ⑧ 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、視聴者、スポンサー、制作会社、出演者、放送作家、従業員その他の当社の利害関係者の利益が著しく毀損される等し、それによって、当社の企業価値の確保・向上を著しく妨げるおそれがある場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、著しく劣後する場合
- ⑨ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損する場合
- ⑩ 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であり、当社の株主になることによって当社の企業価値を著しく毀損する場合
- ⑪ その他①乃至⑩に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく毀損する場合

以 上

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当対象株主

当社取締役会又は当社株主総会が、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する普通株式(但し、同時点において当社の保有する当社普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。

2. 本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式の総数から、同日において、当社の保有する当社普通株式を除いた数を上限とします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会又は当社株主総会にて別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とします。但し、当社取締役会又は当社株主総会は、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数を1株を超える数又は1株未満の数と定めることができるものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で、当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。

6. 本新株予約権の行使条件

①大規模買付者¹⁵、②大規模買付者の共同保有者、③大規模買付者の特別関係者、若しくは④これら①乃至③の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、⑤これら①乃至④に該当する者の関連者¹⁶(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとし、ます。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権の無償割当てに係る決議において別途定めるものとします。

7. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

8. 本新株予約権の行使期間

当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとします。

9. 当社による本新株予約権の取得の条件

本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得の対価として、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合がありますものとします。

但し、非適格者に該当しない外国人等¹⁷が当社の総議決権の20%以上を保有することとなる場合には、当該外国人等に取得の対価として付与される当社普通株式のうち、当社の総議決権の20%以上に相当するものについては、当社普通株式に代えて当該新株予約権に

¹⁵ 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権の無償割当てに係る決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じです。

¹⁶ 実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

¹⁷ ①日本の国籍を有しない人(放送法第93条第1項第6号イ)、②外国政府又はその代表者(同号ロ)、及び③外国の法人又は団体(同号ハ)をいいます。

代わる新たな新株予約権又はその他の財産を交付することができるものとします。

また、当社取締役会が発動した対抗措置の中止若しくは撤回を決議した場合又は当社取締役会若しくは当社株主総会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合があるものとします。

10. 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. その他

その他必要な事項については、本新株予約権の無償割当てに係る決議において別途定めるものとします。

以 上

独立委員会委員の略歴

1. 山本敏博氏

[略歴]

- 平成 13 年 10 月 (株)電通 アカウント・プランニング本部 営業局部長
- 平成 16 年 1 月 同社 アカウント・プランニング本部 営業局次長
- 平成 21 年 4 月 同社 コミュニケーション・デザイン・センター センター長
- 平成 22 年 1 月 (株)電通デジタル・ホールディングス 取締役 (現任)
- 平成 23 年 4 月 (株)電通 執行役員兼コミュニケーション・デザイン・センター センター長
兼MCプランニング局長
- 平成 25 年 6 月 当社 取締役 (現任)
- 平成 25 年 6 月 (株)シー・エー・エル 取締役 (現任)
- 平成 25 年 6 月 (株)ビーエスフジ 取締役 (現任)
- 平成 25 年 6 月 (株)インタラクティブ・プログラム・ガイド 取締役 (現任)
- 平成 26 年 6 月 (株)電通 取締役執行役員 (現任)
- 平成 27 年 6 月 (株)広告 E D I センター 代表取締役社長 (就任予定)
- 平成 27 年 6 月 (株)ドフ 取締役 (就任予定)

※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。

2. 菅野 寛氏

[略歴]

- 昭和 58 年 4 月 (株)日建設計 入社
- 平成 3 年 8 月 (株)ポストン・コンサルティング・グループ 入社
同社 最終役職 パートナー&マネージング・ディレクター
- 平成 20 年 7 月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授 (現任)
- 平成 23 年 6 月 オムロンヘルスケア(株) 取締役 (現任)
- 平成 24 年 10 月 (株)ジャパンディスプレイ 取締役 (現任)
- 平成 26 年 6 月 当社 取締役 (現任)

※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。

3. 草間高志氏

[略歴]

平成 10 年 5 月 (株)日本興業銀行 証券営業部長
平成 11 年 6 月 同社 執行役員証券営業部長
平成 12 年 4 月 新光証券(株) 常務執行役員
平成 12 年 6 月 同社 常務取締役
平成 13 年 6 月 同社 取締役専務執行役員
平成 15 年 6 月 同社 取締役社長
平成 21 年 5 月 みずほ証券(株) 取締役会長
平成 23 年 6 月 同社 常任顧問 (現任)
平成 24 年 6 月 当社 監査役 (現任)
平成 24 年 6 月 (株)ロイヤルパークホテル 取締役 (現任)
平成 25 年 6 月 宇部興産(株) 取締役 (現任)

※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。

4. 池内文雄氏

[略歴]

平成 6 年 4 月 (株)朝日新聞社 長野支局長
平成 8 年 9 月 同社 社長室秘書部長
平成 10 年 4 月 同社 電子電波メディア局次長
平成 12 年 7 月 同社 東京本社 制作局長
平成 14 年 6 月 同社 取締役 次期システム担当兼東京制作局長
平成 15 年 4 月 同社 取締役 製作・次期システム担当兼製作本部長
平成 17 年 6 月 同社 常務取締役 製作・次期システム担当
平成 18 年 6 月 同社 代表取締役 常務取締役 大阪本社代表
平成 20 年 4 月 同社 代表取締役 常務取締役 大阪本社代表、大阪中之島新ビル建設担当
平成 22 年 6 月 同社 代表取締役 グループ統括、大阪中之島新ビル建設担当
平成 23 年 6 月 同社 常務取締役 東京本社代表
平成 24 年 6 月 当社 監査役 (現任)
平成 24 年 6 月 (株)朝日新聞社 顧問 (現任)

※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。

5. 橘 高明氏

[略歴]

平成 7 年 6 月 (株)日立製作所 笠戸工場経理部長
平成 13 年 4 月 同社 情報・通信プラットフォームグループ財務本部長
平成 16 年 4 月 同社 監査室長
平成 19 年 10 月 (株)日立プラントテクノロジー 執行役財務本部長
平成 20 年 4 月 同社 執行役常務財務本部長
平成 20 年 6 月 同社 執行役常務兼取締役
平成 21 年 4 月 同社 代表執行役執行役専務兼取締役
平成 22 年 6 月 同社 代表取締役専務取締役
平成 23 年 4 月 同社 常勤監査役
平成 25 年 6 月 当社 監査役 (現任)

※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。

なお、当社は、東京証券取引所に対し、菅野寛氏、池内文雄氏及び橘高明氏を、当社の独立役員として届け出ており、山本敏博氏及び草間高志氏を、当社の独立役員として届け出る予定です。

以 上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う取締役から独立した社外取締役及び社外監査役の中から、当社取締役会決議に基づき選任される。
3. 独立委員会の委員の任期は、平成30年6月に開催予定の当社第34回定時株主総会の終結時又は当該委員と当社とが別途合意したその他の日までとする。
4. 独立委員会は、当社代表取締役社長又は独立委員会の各委員が招集する。
5. 独立委員会の決議は、特段の事情がない限り、独立委員会の委員の全員が出席し(電話会議システム又はテレビ電話による出席を含む。)、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会の委員に事故があるときその他特段の事情があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
6. 独立委員会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する以下の事項(以下「本諮問事項」という。))について検討し、結論及びかかる結論に至った理由の要旨を記載した書面を提出することにより当社取締役会に対して勧告を行う。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとする(但し、対抗措置の発動の是非につき株主意思を確認するための株主総会が開催された場合には、当該株主総会の決議に従う。)。
 - (1) 大規模買付行為③への該当性の有無
 - (2) 取締役会検討期間の延長の是非
 - (3) 対抗措置の発動の是非
 - (4) 発動した対抗措置の維持の是非
 - (5) 当社取締役会が諮問するその他の事項
7. 独立委員会は、当社取締役会より、当社取締役会が大規模買付ルールに基づく手続の過程(本諮問事項の検討を含む。)において使用又は検討した資料及び情報の全ての提供を受ける。
8. 独立委員会は、本諮問事項の検討に際して必要となる資料及び情報を、当社の費用にお

いて自ら収集し、又は当社取締役会に対して収集を要請することができる。また、独立委員会は、取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を独立委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができる。

9. 独立委員会は、本諮問事項の検討を行うため、必要に応じて、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を得ることができる。かかる助言の取得に際し要した費用は、著しく不合理と認められる場合を除き、全て当社が負担する。

以 上

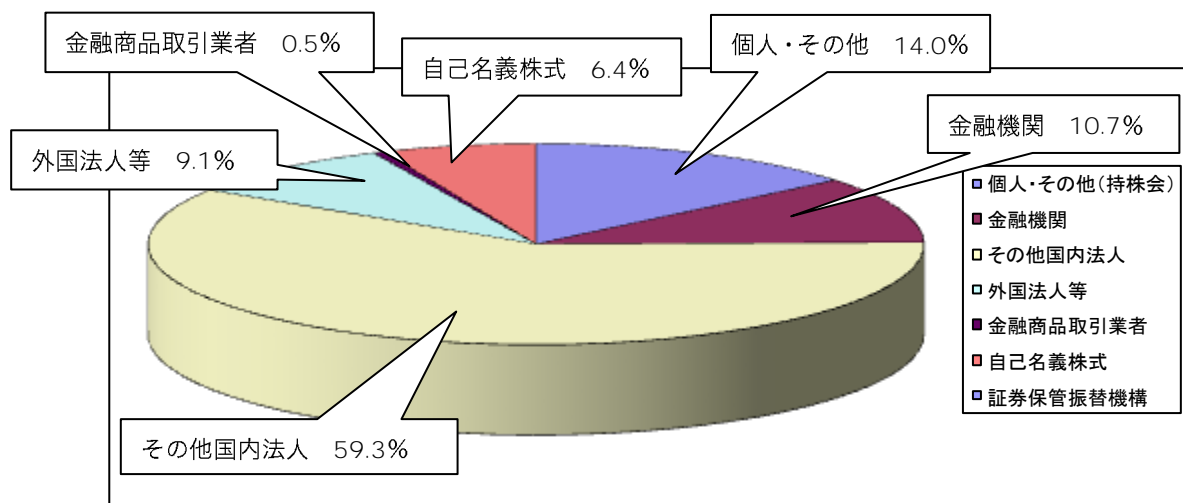
当社株式の状況(2015年3月31日現在)

【発行可能株式総数】	57,000,000株
【発行済株式の総数】	14,422,200株
【株主数】	7,763名
【大株主の状況】	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	2,315,200	17.15
株式会社東京放送ホールディングス	2,097,700	15.54
日本テレビ放送網株式会社	1,308,200	9.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社電通口)	700,400	5.18
新井隆二	647,300	4.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	300,000	2.22
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	290,100	2.14
株式会社朝日新聞社	277,600	2.05
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	179,600	1.33
株式会社テレビ朝日ホールディングス	173,000	1.28
株式会社テレビ東京	173,000	1.28
株式会社日本経済新聞社	173,000	1.28
株式会社毎日新聞社	173,000	1.28
株式会社読売新聞東京本社	173,000	1.28

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が926,492株あります。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。
 3. 株フジ・メディア・ホールディングス及び株東京放送ホールディングスは、主要株主です。

【所有者別株式分布状況】



以上